

令和4年度
塩田の館トライアル・サウンディング
実施要項

令和3年12月

塩田の館トライアル・サウンディング実施要項

1. 概要

トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後には、施設の立地条件、使い勝手、施設の課題等をフィードバックし、公共施設の今後の活用方針の検討につなげることを目的としています。

本要項は、上田市トライアル・サウンディング実施指針に基づき、塩田の館トライアル・サウンディングに関して必要な事項を定めるものです。

2. 対象施設について

塩田の館は、平成4年に開館した上田市所有の「観光振興・地域振興施設」です。塩田地域の地場産業振興と、観光案内や食事処の機能をもつ施設として、事業を展開してきました。

現在、当施設は開館から約30年が経過しており、様々な要因から、年間の利用者数が低迷している状況です。この塩田の館のポテンシャルを最大限に引き出すため、民間活力導入による施設の有効活用を検討しています。

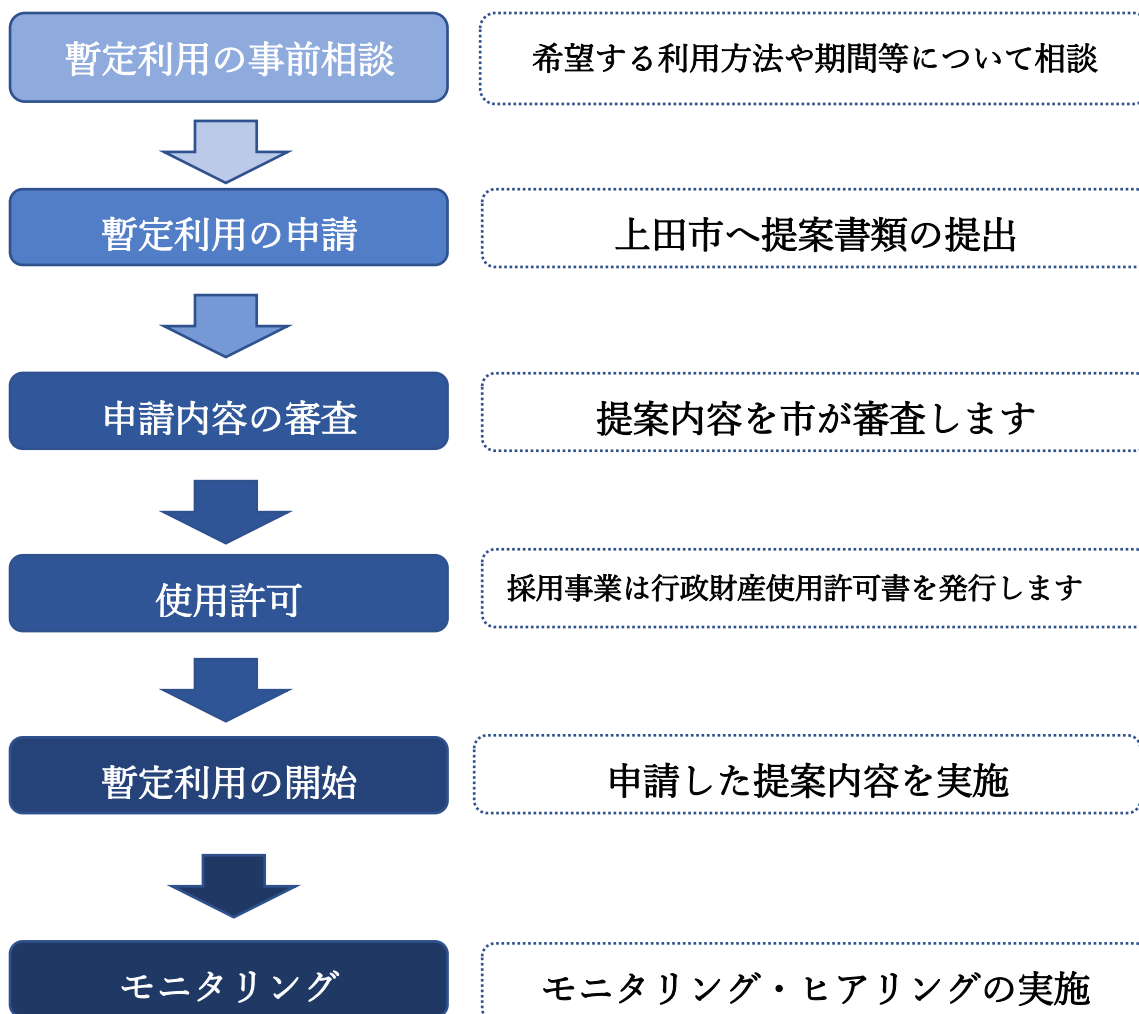


施設名	塩田の館
所在地	上田市前山554番地12
所管課	商工観光部 観光課
築年数	30年
面積	施設面積 662㎡
	敷地面積 4,335㎡

3. スケジュール

日 程	内 容
令和4年2月1日(火)～	実施要項の公開
令和4年2月23日(水)～ 令和5年2月28日(火)	募集受付期間 ※募集期間は、応募状況により予告なく変更する場合があります。
令和4年4月1日(金)～ 令和5年3月31日(金)	暫定利用可能期間(利用期間は、1団体あたり1週間～3ヶ月程度) ※暫定利用の応募状況により予告なく変更する場合があります。
暫定利用後随時	トライアル・サウンディングに関するヒアリング・実績報告書の提出

4. トライアル・サウンディングの流れ



5. 参加要件等

①参加者の条件

- (1) トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、申請内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- (2) 利用希望者は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

②利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、上田市から一般競争入札への参加資格を取り消された者。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者。
- (3) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている者。
 - ・破産者で復権を得ない者。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者及び同条第2号に規定する暴力団員。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成22年告示第80号)に基づく指名停止期間中の者。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者。
- (7) 市税その他租税を滞納している者。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

③応募に関する留意事項

(1)費用負担

- ア) 応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。
- イ) 施設使用料は、原則免除とします。ただし、厨房利用に係る光熱水費及びグリストラップ清掃費は、利用希望者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い・特許権等

- ア) 提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- イ) 利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3)法令等の順守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) その他

暫定利用の実施にあたっては、施設所管課と十分協議のうえ行うこととします。

6. 提出書類関係

No	提出書類名	様式等
1	行政財産使用許可申請書	【様式1】
2	事業計画書	【様式2】
3	誓約書	【様式3】
4	暫定利用者に係る基本情報	【様式4】
5	実績報告書 ※暫定利用後に提出	【様式5】

必要に応じて、現地調査や事前相談を事務局で受け付けています。

7. 提案の要件

①提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- (1)塩田の館に関するものとします。
- (2)確実に実施できる利用内容とします。
- (3)公共施設等を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- (4)暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

②提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (1)政治的または宗教的活動
- (2)青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (3)騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (4)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (5)公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- (6)その他、市が塩田の館との関連性が低いと判断する行為

③提案内容の期間

提案内容の施設使用期間は本市が許可した期間とし、原則、一団体あたり3ヶ月程度とします。

④提案の資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

8. 提案の審査

①提案審査

提案書類に基づき、観光課において審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施します。

②審査結果通知

- (1)使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を発行します。
- (2)審査結果に対する異議は申し立てることはできません。

9. 事業実施にあたって

①責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

②許可書の取り扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。
なお、使用期間中は、行政財産使用許可書を携行するようにしてください。

③事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

④モニタリング・ヒアリングの実施

利用者は暫定利用中及び利用後に事務局が実施するモニタリング・ヒアリング調査へ積極的に協力することとします。

連絡先

〒386-0024 上田市大手二丁目8番4号
上田市商工観光部観光課 担当 宮澤・中沢
T E L:0268-23-5408
F A X:0268-23-7355
mail:kanko@city.ueda.nagano.jp

建物概要

施設名	塩田の館
所在地	上田市前山 554 番地 12
全体面積	4,997 m ²
建築面積	全体 662 m ² (うち食堂部分:約 130 m ² 、 厨房:約 80 m ²)
構造	木造平屋建て
開館時間	9:00~17:00
休館日	12月29日~1月3日
駐車場	25台収容
運営形態	市の直営による運営
年間利用者数	3,000人(R2年度実績)